

ELIC ビジネス & 公務員専門学校 卒業及び進級に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、学則第16条の規定に基づく卒業、及び進級に関して必要な事項を定める。

(卒業の認定基準)

第2条 本校を卒業するための要件は、次の各号を充足するものとする。

- (1) 学則第4条に規定する修業年限以上在籍していること。
- (2) 所属学科の定めるところに従い、必修科目、その他選択科目を履修し、教育課程表で定める卒業に必要な単位を修得していること。
- (3) 卒業年次の換算欠課数が、150未満であること。
- (4) 卒業期までに必要な授業料等学納金を完納していること。

(卒業の認定)

第3条 前条に定める卒業要件を具備した者については、審査会議の議を経て、校長が卒業を認定する。

(証書の授与)

第4条 前条により卒業を認定された者に対し、学則別表第1号又は第2号で定める卒業証書を授与する。

(その他表彰)

第5条 その他表彰については、次の各号によるものとする。

- (1) 知事賞
成績優秀にして性行善良であり、他の模範となる者1名に対し、本校の推薦により愛知県知事が与える。
- (2) 学園賞
成績優秀にして性行善良であり、他の模範となる者1名に対し、本校の推薦により理事長が与える。
- (3) 学校賞
成績優秀にして性行善良であり、他の模範となる者おおむね50名中1名に対し、校長が与える。
- (4) 職業教育・キャリア教育財団理事長
学業・性行ともに良好な者若干名に対し、本校の推薦により職業教育・キャリア教育財団が与える。

- (5) 愛知県専修学校各種学校連合会長賞
学業・性行ともに良好な者若干名に対し、本校の推薦により愛知県専修学校各種学校連合会が与える。
- (6) 全国経理教育協会高瀬賞
学業・性行ともに良好な者の中から1名に対し、本校の推薦により全国経理教育協会・理事長が与える。
- (7) 全国経理教育協会賞
検定試験2級以上合格者のうち、学業・性行ともに良好な者に対し、本校の推薦により全国経理学校協会・理事長が与える。
- (8) 日本医療教育財団メディカルクラーク賞
医療事務技能審査試験（メディカルクラーク）合格者のうち、学業、性行ともに良好な者に対し、本校の推薦により日本医療教育財団が与える
- (9) 功労賞
学校行事、校友会活動など、学校運営に功労のあった者に対し、校長が与える。
- (10) 皆勤賞
年度中の欠課数が6以下の者に対し、校長が与える。

(進級の認定基準)

第6条 2年次に進級するための要件は、次の各号を充足するものとする。

- (1) 所属学科の定めるところに従い、必修科目、その他選択科目を履修し、58単位以上修得していること。
- (2) 1年次の換算欠課数が、150未満であること。
- (3) 進級期までに必要な授業料等学納金を完納していること。

(進級の認定)

第7条 前条に定める進級要件を具備した者については、審査会議の議を経て、校長が進級を認定する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、運営委員会の議によるものとする。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。